

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第15回／家裁第16回)

1 開催日時

平成23年5月19日(木)午前10時から午後零時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 印南百合子, 木口信之(委員長), 末永睦男, 原清一, 牧賢二,
松尾千歳, 松林陽子, 水上嘉寛

(家裁委員) 有村青子, 川島葉留美, 木口信之(委員長), 垂野秀子, 福本政志,
藤崎竜子, 増田博, 村田文也, 村山洋介

(五十音順)

4 議事

(1) 新委員自己紹介(牧 賢二, 水上嘉寛, 福本政志, 村田文也)

(2) 議事

別紙のとおり

(○委員長, ■A~I委員, ●事務局)

(3) 次回期日

平成23年12月15日(木)午前10時から午後零時まで

(4) 次回テーマ

「裁判員裁判」

(別紙)

【地裁委員会テーマ】

労働審判制度及びその取組状況について

- これより議事を始めさせていただきます。

本日の委員会では、労働審判制度及びその取組状況をテーマに取り上げることにしています。労働審判制度につきましては、平成18年4月から始まった新しい制度ですが、当庁における実情等も含めて説明させていただく予定です。

それでは、■A委員から、労働審判制度及びその取組状況について説明をお願いいたします。

■A 労働審判制度及びその取組状況について

(以上、概要を説明)

- ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

■B 労働審判手続では、労働審判と調停という2本立ての解決になっているとのことです、通常の裁判手続における和解と労働審判手続における調停の違いを教えてください。また、労働審判手続における調停では、十分に審理がなされたり、当事者の審理の立会いがなされているとのことですが、通常の裁判手続における和解では、十分な審理がなされていないのでしょうか。さらに、代理人の点ですが、申立て人にはすれば、裁判所に申立てをすれば、紛争が解決できると考えているのではないのでしょうか。代理人が必要だとなれば、通常の裁判のように感じるのではないかでしょうか。病院のセカンドオピニオンのように、県や労働局等の他の機関の制度を利用した上で、労働審判制度を利用するなどの横の連携も取りながら解決を図ってもよいのではないかと思います。

■A まず、調停と和解の違いですが、和解は、訴訟手続において話し合により成立するもので、裁判官が担当して進めています。調停は、調停主任である裁判官及び調停委員2名で構成する調停委員会において話し合を進める手続です。労働審判官である裁判官及び労働関係の専門家である労働審判員2名で構成する労働審判委員会における

調停も同様です。和解は訴訟手続の中で行われるところであり、調停は訴訟手続の中でも行われることがありますが、一般的には最初から調停申立てを行うことが多く、その場合、必ずしも裁判と連携しないことになっており、その点も裁判手続の中で行う和解との違いになっています。

次に、労働審判手続における調停での十分な審理及び当事者の審理の立会いについてですが、これは、訴訟手続における調停との比較ではなく、通常の調停手続と比較して説明したものです。通常の調停手続では、一般的には証拠調べを行わず、双方の言い分だけを聞いて互いに譲り合って解決することが多いのですが、労働審判手続では、当事者の主張を聞いて証拠調べ等を実施した上で調停による解決を図るので、調停手続と比較すると十分な審理がなされることになります。ただし、訴訟手続と比較すると、簡易な手続で3回という制限もありますので、審理が十分でない部分もあります。当事者が審理に立ち会っているという点についても、通常の調停手続との比較で述べたことですが、当事者が審理に立ち会うことで審理の内容を理解していることが解決するに当たって重要なことだと考えます。

また、代理人の問題ですが、申立てをする際に簡易な申立てをしたいということで、代理人を付けずに申し立てる人も少なくはありません。労働審判制度では、労働者が雇用者から解雇されたり、賃金を支払ってもらえない等の労働者側からの申立ても多く、金銭的に余裕がある状況ではなく、代理人が付かないことはやむを得ないものの、労働審判手続において、ある程度充実した審理を行いたいというところとの兼ね合いだと考えます。裁判所としても難しい問題であり、十分理解して手続を進めていきたいと考えています。

■C 鹿児島県で相談事業を実施していますが、労働関係の相談件数はあまり多くありません。労働関係の相談先については、労働局や県の労働委員会等の機関が知られているようで、裁判所の労働審判制度はあまり知られていないように思います。労働審判手続は、鹿児島県等の手続を利用しても解決できなかった場合に利用する方が多いものですか。それとも、最初から労働審判手続を利用する方が多いものですか。また、

広報活動はどのように行っていますか。

■A 鹿児島県等の他の制度を利用しても解決できずに労働審判制度を紹介されて申し立てる方と最初から労働審判手続を申し立てる方とそれぞれいらっしゃるようです。労働組合からの紹介、又は、労働基準監督署からの紹介で申し立てる方が多く見受けられます。昨年、労働局及び県の労働委員会と話をする機会があり、互いに制度を理解していないというか、あまり連携が取れていないのではないかということが分かり、互いに制度を理解して、内容に応じた適切なアドバイスができるよう情報交換が必要だということが分かりましたので、今後の検討課題にしていきたいと考えています。

広報活動については、パンフレットを作成して関係機関に配布するようなことは行っています。

■D 私は、申立人又は相手方の代理人として労働審判手続を利用したことがあります、労働審判手続は利用しにくいと感じました。3回という制限があり、第1回審判期日までに証拠等の準備をしなければならず、時間が足りずに大変な思いをしました。また、相手方代理人になったときには、申立てから40日ぎりぎりに依頼者である相手方が書類を持ってくることがあり、準備が間に合わないところ、期日変更申請もままならず大変でした。

裁判官からも3回しかできないので、審判よりも話し合いしかないと、労働審判法24条による終了しかないと言われました。問題があるから労働審判手続を利用したのに、3回で終わらせる制限があることにより、かえってきつい感じがしました。

また、申立人には解雇された人が多いので、手数料がかかることも問題だと思います。県の労働委員会の方が利用しやすいように思います。労働委員会では、昼から夜遅くまで話し合いをすることもあるほど熱心に話し合いを行い、解決を図ったことがあります。また、労働審判手続の場合は、労働審判委員会の3人に近寄りがたい雰囲気もありました。

さらに、労働審判手続になじまない事件について、裁判所と弁護士の間に認識の違いがあるように感じていますので、もっと検討していただきたいと思います。

■A 労働審判事件の終了事由の割合を見ますと、労働審判事件の終了事由に関しては、全国の割合と比較して鹿児島地裁の割合では、審判より24条終了により終了する方が多くなっています。このようなことも考慮しまして、現在は、できる限り24条終了を避けて、審判を行う方向で運用することにしています。その点については、裁判所において、運用を見直していることを理解していただきたいと思います。

■E 第1回審判期日を40日過ぎて指定した場合、どうなりますか。

■A 労働審判手続において、第1回審判期日を申立てがされた日から40日以内に指定するということは、目標的なものであり、40日が過ぎたら労働審判手続が利用できなくなるということではありませんが、労働審判規則で定められているので、できるだけ40日以内に指定しています。

■F 労働審判制度の利用によって、労働者が職場に戻ったケースは多いのでしょうか。

それとも、職場に戻らなかったケースが多いのでしょうか。

■A 統計は取っていませんが、鹿児島地裁の場合、職場に戻ったケースはほとんどないのではないかと思われます。

○ 貴重な御意見等、ありがとうございました。

他になければ、地裁委員会の議事はこれで終わらせていただきます。

【家裁委員会テーマ】

少年保護事件における試験観察と補導委託について

○ 引き続き家裁委員会の議事を始めさせていただきます。

本日の委員会では、少年事件における試験観察と補導委託について、御意見をお聞きしたいと思います。

それでは、まず、総括主任家庭裁判所調査官から説明いたします。

● 少年保護事件における試験観察と補導委託について

(以上、概要を説明)

○ ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

■E 事例のように非行に走る子どもたちが鹿児島県内においても増えてきているように

思います。一人一人の子どもたちを見ると、大人たちのせいでそうなっていることが多いように感じます。学校に行かないから勉強ができないのか、勉強ができないから学校に行かないのか、家庭による教育力が低下しているように感じます。また、再犯率もかなり高いと思います。大人一人一人がその子の親になったつもりで、優しく時にはきびしく、地域の人たちの手助けで更生させている状況だと思います。

- 試験観察で苦労することなどはありますか。
- 試験観察において苦労することは多々ありますが、平成22年度は、鹿児島家裁では、試験観察の結果、少年院送致が13%，保護観察が83%，不処分が4%になつており、全国的に見ると鹿児島家裁では試験観察の成功率が高いと思われます。
- D 昨年5月から、鹿児島県弁護士会では、全件付添人制度を実施しています。被疑者として捕まった段階から、本人の言い分を聞いています。

観護措置決定から4週間以内に結論を出すよりも、試験観察にして様子を見てもらう方がよいのではないかと思います。在宅による試験観察は取り組みやすいのですが、補導委託になると受入先が少なく、弁護士会でも委託先を探しているところです。

- G 鹿児島県薬物乱用防止指導員連合協議会の会長をしていますが、会員の7割が保護司をしています。現在では、シンナーによる少年事件は鹿児島県内ではありません。少年のときの指導がどれだけ大切かを実感しています。少年は元から悪い子は少なく、大人がどのようにかかわるかによって、その子の成長が違ってくることを感じています。そのようなことから、補導委託先の開拓は必要だと思います。やさしい社会を目指していきたいものです。

- 補導委託先の開拓の話が出ましたが、補導委託先の現状について紹介してください。
- 身柄付きの補導委託先としては、生活指導型、職業補導型、外勤型の3つに大別されます。生活指導型にはお寺や農家の方が多く、受託者やその家族と生活を共にして、生活習慣の改善や健全な人間関係の持ち方を学習することを目的にしています。職業補導型は自営業が多く、労働の喜びを学ぶとともに、委託先での技術の習得等を目的にしています。外勤型というのは、補導委託先で生活指導は受けるが、職場は自分で

見つけ自立するということを目標にしています。

農家及び外勤型の補導委託先はそろっていますが、職業補導型の補導委託先が鹿児島県内にはないので、開拓したいと考えています。

これまでの開拓例では、調停委員からの推薦によるもの、少年の就業先にそのまま補導委託先になってもらっているものもあります。

■H 試験観察に付するときにいろいろな約束をするのだなと思いました。このぐらいはいいだろうという判断を委託先及び少年との間で共通の認識を持つことが必要だと思いました。大変な仕事だと思います。

● 試験観察の留意事項については、少年それぞれに即したことを決めています。鹿児島家裁では、少年院に送られることが少ないので、試験観察において、少年が立ち直ってくれているようです。

■I 全国的に見ても試験観察を4か月前後行い、その間、少年が何とかやって立ち直っているようで、試験観察の間に崩れてしまって少年院に行く少年は少ないよう思います。裁判官の立場から見ても、少年審判のときに試験観察を終えた少年は、それなりに充実感を持った顔つきをしています。再犯率が高いこともありますが、周りの影響を受けやすい少年がいるからだと思います。試験観察の間にまずいことをしたら少年院に行かされるという思いがあり、少年審判の際には改善されて良くなっている少年が多いと思います。試験観察終了までに糺余曲折があるようです。

■F 試験観察は良い制度だと思います。現在はまだ少年事件の全件について付添人がついておらず、全件付添人がつくようになれば、試験観察の件数も増えるのではないかと思います。

また、家庭裁判所調査官が少年の更生のために頑張っていることが分かりました。もっと、家庭裁判所調査官の人員を増やしてもらいたいと思います。

○ 補導委託先において、補導委託制度に対する評価はどうですか。

● 補導委託先は積極的であり、少年から裏切られることもあるが、いつかは分かってもらえると期待して取り組んでいただいているようです。

- 予定していた時間が参りましたので、これで協議を終了させていただきます。本日は、貴重な御意見を伺うことができました。今後の取組の参考にさせていただきます。